所謂中世遺跡出土の烏帽子について
― 烏帽子雑考 ―

山口　耕一

1．はじめに
2．烏帽子とは
3．遺跡出土の烏帽子
おわりに

1．はじめに

近年、全国的規模での開発に伴い、年間に数万件という発掘調査が行われるようになった。このような調査例の増加とともに、過去においてはあまり注目もされずに調査がなされていた中・近世遺跡対象の調査もその数を増し、文献史学や隣接諸学との協同作業により政治、経済、文化などの諸問題が明確になりつつある。考古学的な意味あいからも、中・近世遺跡出土遺物は縄文時代や古墳時代の遺跡から出土する遺物とは、かなり様相が異なる点がある。それは、石器、土器、金属器の他に生物素材の出土例が多い事である。確かに縄文や古墳時代の遺跡に於いても生物素材の遺物の出土は確認されるが、中・近世遺跡ほどではない。中・近世遺跡にみられる生物素材とは、大別すると建築土木材、農工具、祭祀具、遊戯具、食事具、容器、服飾具のなどである。

これらのうち全国でも出土例の少ない服飾具の中の烏帽子について、下古館遺跡出土遺物を中心に、絵画資料等を使い若干の検討をおこなってみたい。

2．烏帽子とは

考古遺物として烏帽子を検討する前に、烏帽子とはどういうものかという事を若干ふれてみたい。烏帽子は、黒い色の帽子という意味で、古代から近世にいたる成人男子の被り物で、中世に於いては日常用だったと推定される。烏帽子というものの着用目的がいかなるものかは明瞭ではないが、「養老令衣服条」の被りものの規定によると、「冠」と「頭巾[1]」の二種類があった。「冠」は、礼服冠ともいわれ、皇太子、親王、五位以上の諸臣及び武官に着用が限定され、国家の正式行事の際に着用された。これに対して「頭巾」は、「養老衣服令」に、「皂羅頭巾」と「皂縵頭巾」がみられ、このうち「皂羅頭巾」は、初位以上の官人が朝廷に出仕し公事に携わる際に着用する朝服の一部であり、これに対して「皂縵頭巾」は、無位の官人及び白丁（庶民）が着用した服飾の一部を成すものである。双方とも素材は絹布であり、黒色の被り物で

あったと推定されるが[2]、形状がいかなるものであったかは不明である。ただ、この頭巾と同様のものと思われるものが、正倉院文書の中に絵画資料として残っている。それは、天平十七年（745）写経反故の余白の通称、「大大論人物図」と呼称されている戯画である[3]。（図－1）この戯画の人物の被り物は「幞頭」と呼ばれているが、これが、「頭巾」に相当するものかとも推定される。

このように奈良時代に於ても被る物を着用していたわけだが、平安時代に入ると「えぼし、えぼうし」という語があらわれる。昌泰年間（898－901）に成立したとされる『新撰字鏡』に「江牟保宇志」の語があり、十世紀前半に著された『和名類聚抄』には「烏帽・焉帽」の語があり、これらは「烏帽子」のことと思われる。このような語の成立からしても[4]、十世紀代には烏帽子は普及し始めていたと考えられ、平安末期の一二世紀には、「一般に成人男子は社会的地位の上下や職業の別を問わず、皆烏帽子を着用するようになった。」と考えられている。

平安時代に普及した烏帽子は、絵画資料などから、「立烏帽子」（図－2）が主であったと思われるが中世になると烏帽子もその形態を多様に変化させている。基本的には、公家階級は立烏帽子、武士階級は侍烏帽子、庶民（凡下）階級は烏帽子の三形態であったと推定されている。

これらの烏帽子は、「直衣、狩衣などの略装時に被ったもので、初めは黒塗りの絹、紗あるいは麻製と形式が定まっていたが、鳥羽上皇の時に、強装束の流行にともなって漆で塗りかためた紙製の烏帽子が現れた[5]」。とされている。

これら各種の烏帽子のうち、主なものについて簡単に説明を加えたい。

立烏帽子は、頭巾などの流れをくむもので、はじめは単に烏帽子と呼ばれ、後にいろいろな烏帽子が出現した為に、立烏帽子とした。これは、袋状で下縁があり、縦の長さ8寸（26.5㎝）横の長さも8寸である。縦がこれより長く1尺ほどのものを、長烏帽子と呼んだ[6]。又、幅の細くて長いものを、細烏帽子と呼んでいる。これは武士も後に着用しており、鎌倉建長寺蔵の「北条時頼木像」にもこの細烏帽子と呼んでいる。

烏帽子も頭巾の系譜を引くものと思われる。やわらかく形がくずれやすい為、絵画資料では、様々な形になっている。庶民が被っているものの多くは粗雑に被っているところから判断すると、絹や紗などの高級品ではなくて麻製などが多かったのではないかと思われる。（図－3）

折烏帽子は、立烏帽子の上部を折ったもので、はじめ武士、庶民の常用のものであったが、武家の勃興とともに、武士の正装時にも着用されるようになった。折り方も種々の流儀を生みその折り方は約50種類程度あったとされる。折烏帽子には主に風折烏帽子、侍烏帽子などの種類がある。風折烏帽子は、立烏帽子の端が風に吹き折られた形を模しており、左手を挙げて右の方へ折ったようなものを右折、この反対のものが左折である。侍烏帽子は低く折り、漆でかためたもので、中世後期には、高さの低いものとなっている。神奈川県にある北条一族の菩提

寺である草雲寺蔵の「北条氏政、氏康画像」や、島根県出雲市の我尊寺蔵の「毛利元就画像」などがこの時期の烏帽子の特徴を著している。

3．遺跡出土の烏帽子

現在筆者が知り得た烏帽子の出土例として報告されている遺跡は、神奈川県鎌倉市千葉地遺跡、同市今小路西遺跡、京都府岩滝町定山遺跡、福岡県福岡市博多区博多駅築港線関係遺跡（博多遺跡群）、栃木県下都賀郡国分寺町下古館遺跡があげられる。このうち、下古館遺跡、博多遺跡群、今小路西遺跡出土烏帽子について検討を加えてみたい。

①下古館遺跡（第４図、５図）

本遺跡は、栃木県の南部、国分寺町大字小金井字下古館に所在する。遺跡は昭和57年から平成２年まで行なわれ、遺跡の主要部分がほぼ明らかになった。遺跡は南北480ｍ、東西160ｍの規模でほぼ長方形に巡る堀に囲まれた区域である。堀の内部には、堀立柱建物、方形竪穴遺構、井戸、土坑、溝、などの遺構が存在し、陶磁器、石製品、木製品、銭、金属製品などが出土している。この遺跡の存続年代は明らかではないが、出土遺物の示す年代は概ね13～15世紀代と推定される。この遺跡の中で、烏帽子が出土した地点は、遺跡の西南部Ｐ地区の2347号遺構（井戸）である。（図－６）この2347号遺構周囲には５遺構の重複があり、その新旧関係は、古いほうから2347号→2346号→2349号の順となり、2347号井戸は何らかの理由で使用されなくなり、2346号使用時までに完全に埋め戻されている。

2347号開口部は、重複により崩されており、推定値となるが径1.2ｍ、深さ3.46ｍで地山の中層である鹿沼軽石層の部分は、崩落のためやや膨らむ。井戸の底は、やや細くなりながら鹿沼軽石層を抜いて粘土化した淡褐色ロームまで掘り込んでいる。埋土は鹿沼軽石を多く含む層が主で、烏帽子の出土位置は埋め戻される前の堆積層中で、底面から約0.3ｍの北壁寄りで出土した。烏帽子及び出土した層の周囲の壁は、地下水中に含まれる酸化した鉄分により赤変していた。

烏帽子は、右側頭部側を下に左側頭部側が上の状態で出土している。これはこの烏帽子が左側に折れている折烏帽子の為で右側には折り返しが二重にある為、重い方が下になって落ちた。あるいは落とされた時にそうなったものと思われる。出土時の破損状態は、左側頭部からに前頭部にかけて破損が著しく、破損部は90度まくれあがるような状態であった。

破損部分の破片を原形を推定しながら図上復元してみたところ、（図－７）のような形となることがわかった。破片自体は、漆の膜状を程する為、接合は不可能であるが、破片は推定復元個体の約80％前後は検出されている。出土層を精査をしているので、破片の紛失は無いものと考えられ、その結果、この烏帽子は出土状態では左側頭部の破損が著しく見られるが、右側

頭部から前頭部にかけての破片が検出されなかったことから、使用時にこの部分を破損し所有者は廃棄したものでははいかと推定される。

それでは、次にこの烏帽子の特徴について述べてみたい。この烏帽子の遺存状態での法量は、幅約25cm、高さ約18cm、頭にかぶる縁の縁幅約2.4cm、縁厚２mm強である。帽子部分の径は推定値であるが、約52～55cm前後と思われる。折る前の立烏帽子の高さは28cm前後と思われる。素材は理科学分析を行っていない為、明確ではないが、絁のような粗製の絹布か麻布と推定される。布地の織りは小しぼ織りと言われる織り方である[7]。この布二枚合わせて立烏帽子を作るわけであるが、出土した烏帽子には紙製の内型と思われるものが見られる。これは、烏帽子の外面には布目が明瞭に見られるのに対し内面は平滑であり、色調も外面のつやのある黒色に対し内面は柿渋色をしており、渋ないし朱漆の様なもので紙質のものを固めていると推定される。頭に被る縁部は厚さ0.3mm程度幅８～10mm程度の薄く削った帯状の木材あるいは厚紙（未分析の為不明）を芯材として縁部の外面にあて外側に二回谷折りするようにして、芯材を巻き込み成形している。（図－８）

このように縁折りした立烏帽子を折り返して折烏帽子としている訳だが、（図－９）の成形模式図②のように左側に山折りし、更に③のように後方から右側頭部側に谷折りして作った折烏帽子である。

②博多遺跡群（図－10、図－11）

福岡県福岡市博多区に所在し博多湾に面して形成された砂丘上に立地する遺跡群で、東を石堂川、西を那珂川によって区切られている。同遺跡群は弥生時代～近現代に至る複合遺跡で、この上呉服町１番地においては文化層が７面検出されている。烏帽子が出土した層は、中世Ⅲ期Ⅳ面Ｂ－02区で検出された698号土坑である。調査された部分での掘り方は、約４×３ｍ深さ0.6ｍの隅丸方形で、坑内に南辺2.8ｍ以上、西辺2.4ｍ程度の板材を横に立て、杭と礫とでおさえて木枠を組んでいる土坑の掘り方より烏帽子は出土した。報告によるとこの土坑は汚水槽に近いものと考えられている[8]。埋土は未だ泥炭化しきっていない腐植土で、出土遺物は土師器、緑釉陶器、瓦質陶器、青磁、白磁、天目、石製品、漆器、木製品、銅銭と多岐にわたる。烏帽子は土坑の南東コーナー部付近の掘り方より出土したが、近世の103号井戸に切られ後頭部部分を大きく欠く。下古館遺跡の烏帽子より布の織りはやや荒く感じられる。また、縁の折り返しも幅約３cmと下古館のものより幅広である。この烏帽子も折烏帽子であるが、立烏帽子を右側頭部側に前に折り、更に後方から左側頭部側に折り返している右折烏帽子である。推定復元値は、幅が前後に18cm前後、高さ15cmである。また、立烏帽子の高さは約25cm程度と推定される。（図－12）報告によるとこの土坑の木枠の南側板として立てられていた折敷の年輪年代測定によると、1336年以降という実年代が与えられており、掘り方出土の烏帽子にとって、側板

の年代が与えられたことは重要な事と思われる。また、ちなみに埋土出土遺物による年代所見は14世紀後半～15世紀前半という数字が与えられている。

③千葉地遺跡（図－13、14）

神奈川県鎌倉市御成町に所在し、現ＪＲ鎌倉駅西方に位置する。この遺跡地付近は字を「千葉地」と称され、千葉氏の屋敷地であったと伝えられている。調査により文化層は５面検出されているが、その年代は13世紀中程～14世紀後半以降と考えられている。遺跡の性格として寺院の一部とも考えられているが、日常生活を営んだ場と推定されている。

出土層位は、第３面と第４面からで４点出土しているが遺構には伴っていないようである。烏帽子の出土した第３面からは舶載陶磁器、国産陶磁器、木製品、漆器などの遺物が最も多く出土しており、これらの遺物組成から第３面は14世紀前半と考えられており、第４面では舶載陶磁器、国産陶磁器が減少しており、瀬戸四耳壺、渥美の甕などの出土が多くなり、これらの遺物の組成から第４面は13世紀末期と考えられている。[9]

出土した烏帽子は、４点と報告されており、報文からは判断しにくいが、「麻状の粗い繊維痕跡は残っているが、織物は残っておらず、漆膜と漆膜の間に極薄の絹布がみられる。」とあり、４点のうち粗麻製のものと絹布製のものがあったと思われる。報告書の写真から推定すると、縁の折り返し幅も博多遺跡群出土のものほど広くないと思われ、左側に折っている折烏帽子と見られるが、折り返した形も博多遺跡出土のように頂上部がやや後頭部側にあるのではなく、下古館遺跡出土烏帽子も似た折りをしているが、頂上部が中央に近い折り方をした烏帽子である。この烏帽子に非常によく似た形をした烏帽子が『法然上人絵伝』の中の荷持ちが被っているものにみられる。（図－15）また、報告書にはこの他に２点の烏帽子の写真が掲載されているが、１点は縁のみであり１点は破片となっているが、こちらはその形から立烏帽子とも考えられる。

④今小路西遺跡（御成小学校内）（図－13、15）

前述した千葉地遺跡から南西方向約200ｍに所在する。周辺ではこれまでに、千葉地遺跡蔵屋敷遺跡、諏訪東遺跡など、数地点の発掘調査がなされており、中世鎌倉市街地の様子が判明しつつある場所である。調査により奈良時代から近世に至る、十数期の遺構の重なりが検出されている。中でも烏帽子が出土したのは中世第３、４面で、出土遺物からその年代は終末を14世紀前葉頃を推定されている。出土地点は（W26グリッド）のピットからで、漆器が付近より出土している。烏帽子は写真からでしか判断できない為、個数は判明しないが、完全に形が判明するものは、縁の部分はやや千葉地遺跡のものより幅が広く縁の成形も、博多遺跡群出土のものと類似しているようである。形状は破損が著しい為、不明である。[10]

（まとめ）

以上のように、下古館遺跡の他３遺跡出土の烏帽子についてみてきた。いずれも13世代から15世紀代の遺跡出土のものである。考古遺物としては非常に類例が少なく比較検討することもままならないのでこの後も若干絵画資料を用いて比較検討を行ってみたい。

烏帽子は中世において、成人男子のみが被ることができたものである。成人といっても年齢的に成人に達したからといって皆が被れるものではなく、烏帽子親から烏帽子とともに烏帽子名を付与され、元服式を行い髻を結わなければ被れないものなのである。烏帽子は現代人には想像もつかないが、被る人の身分を示す働きと共に、頭部（髻）を隠すものであった。絶対と言ってよいほど頭部は他人には見せないのである。[01] そのためには昼夜屋内屋外を問わず就寝中でさえも被っていなければならないのである。就寝中においても被ったまま寝ている様子は（図－17）の「親鸞上人絵伝」にも見ることができる。また、常に烏帽子が落ちないようにするに為には、髻に烏帽子を左右からの紐によって縛りつけるわけであるが、その為の紐と思われるものが、下古館遺跡出土の破片には見ることができる。（図－18）このように紐によって頭部に固定しているため、（図－19、20）のように争って脱げかけても後頭部の髻によって落ちないのである。絵画資料の中にも（図－21、22）に揚げたように小結を結っているのがわかるものがある。

このように、中世において身分を問わず、僧侶、罪人、重病人、死者以外は烏帽子を被っていたわけであるが（図－23、24、25）、各遺跡出土の烏帽子はどのような身分の人が被っていたものなのかは遺物からは明確に判断できない。絵画資料によっても13世紀から14世紀頃の烏帽子は身分によって明確に描き分けられておらず、中世後期から近世期に発達したまねきの角度のきつい侍烏帽子や頂頭掛けをしているものと同様のものが出土しないかぎり、現状ではそれぞれの烏帽子の所有者の身分は、庶民とも武士とも判断はつきかねる。下古館遺跡出土のものは左折れで、博多遺跡群出土のものは右折れであるが、その折りかたも約50種類程度ある[02]といわれているが、この左右の違いは何を意味するものなのかは不明である。

おわりに

中世遺跡出土の烏帽子について見てきた訳だが、全国での出土数も５～６点前後と非常に少なく、伝世品として残っているものも中世の折烏帽子は非常に数が少なく、近世期のものも有職故実を例としての復元品、復古品であり、材質や製作技法についても不明な点が多い。

中世において成人男性の生活必需品であったにもかかわらず、生産者である烏帽子折の所在地も17世紀の京では、「洛ノ南ニ在り」とありこの後やや下ると烏帽子屋は、「室町一条上ル町、この他、所々にあり」（人倫訓蒙図集）という程度しか判明しない。謡曲「烏帽子折」では、奥

州へ下る牛若丸が近江国境の里に於いて元服する為に烏帽子を供の者が調達するわけであるが、地方での生産、消費流通や価格など商品としての烏帽子を今回述べることができなかった。今後、他の遺物などもともに商品経済の検討を行ってみたい。稿を進めるにあたり、先学諸氏の論旨を曲解したり、理解不足の点が多々あろうかと思われる。ご容赦願いたくご指導・ご叱責戴きたい。また、本稿を草するにあたり、鈴木敬三、小森哲也、田代隆各氏に御教示と御便宜を賜った。文末ながらここに記し感謝の意を表したい。

図－1　正倉院文書戯画「大大論」

図－2　立烏帽子・萎烏帽子「伴大納言絵詞」より。烏帽子にはそれほどはっきりと階層差がなかったのか一人は立烏帽子、他は萎烏帽子、若者は無帽である。

図－3　萎烏帽子・幞頭「信貴山縁起」より。右奥の男の被っているものは烏帽子ではなく布を頭に巻き付ける幞頭と思われる。他の二人の被っているものは萎烏帽子である。

図－4　下古館遺跡全体図

図－5　同Ｐ地区拡大図

図－6　烏帽子出土遺構平面図及び断面図

図－7　下古館遺跡出土烏帽子推定復元図

図－8　下古館遺跡出土烏帽子

図－9　縁部巻き込み、小結部実測図

図－10　成型模式図

図－11　博多遺跡位置図　★の位置が遺構の位置

図－12　出土遺構の平面図　★の位置が烏帽子出土位置

図－13　博多遺跡出土烏帽子

図－14　鎌倉遺跡位置図　●は今小路西遺跡　■は千葉地遺跡

図－15　今小路西遺跡遺構平面図

図－16　折烏帽子　「法然上人絵伝」より

図－17　侍烏帽子　「親鸞上人絵伝」より　鎌倉時代頃でも参籠中の睡眠時には烏帽子をとらなかった。

図－18、19　烏帽子の落ちそうな人　「男衾三郎絵詞」より　右の男の髪形は断髪である。左の男は月代を剃り立髻を結わなくなっているにもかかわらず烏帽子を被っている。月代を剃るようになると立烏帽子や萎烏帽子の必要はなくなり、侍烏帽子を儀式的習慣で被るようになる。この図は、侍烏帽子が必要上被られたものでなく、儀式的習慣であったことを物語る。なぜなら走る拍子に烏帽子がすべって落ちかかっていること

がそれを示している。（日本常民生活絵引より）

図－20　小結の図　①「春日権現験記」より　②「男衾三郎絵詞」より　③「春日権現験記」より　④⑤⑥「同左」

図－21　鉢巻きをしている人　「北野天神縁起」より

図－22　地獄で責められる人　「同上」より　死亡した人も烏帽子をとられてしまうが地獄に落ちて責められている人の頭部からも皆烏帽子がとられている。

図－23　死骸「北野天神縁起」より　放置された死骸には菰がしかれ着物が掛けられているが頭からは烏帽子がとられている。　図－21、22、23とも、とられた烏帽子はその後どうなったかは不明だが興味をおぼえる。

（註）

(1)　平城京左京東二坊坊間跡西側溝ＳＤ4699からは奈良時代後半の「漆沙冠」が出土している。平城宮６ＡＡ０区ＳＫ219からも同じものが出土している。

これより古い物は、藤ノ木古墳で断片が出土している。また、正倉院にも冠断片が「礼服御冠残欠」として保管されている。

(2)　「羅」については『続日本紀』（養老七年八月甲午条）に「軽羅」と称される複雑な薄織の裂の記載がある。

「縵」については『令集解』（制服条）に「縵、説文、縵文、無文也、音莫旦反」とあり、無地平織の裂をさす。絹、絁、布が該当すると考えられる。

また、「冠」一頭当たりの料布は三尺であったことが次の文書からわかる。『延喜式』（造酒司供奉年料）「調布頭巾一条、別三条」、同（大膳下年料）「頭巾廿条、別三尺」、同（儀式）三「十五人冠料一段三尺　人別三尺」

(3)　この他「法隆寺金堂天井板戯画」、「唐招提寺金堂梵天像台座反花戯画」の中に「頭布」、「頭巾」を被っている人物の絵が描かれている。

(4)　『日本語大辞典』昭和48年小学館によるといくつかの語源説がある。「烏帽子」は「ユボシ」「ヨボシ」ともいい「斎帽子」からでた語で「烏」の字は古音はオ、エだが後に、ヲ、エとなりヲ、エを用いる。平安初期には特に烏帽子に限りエの音を用いた。「大言海」烏を訛って焉としたがウボシ、ヲボシは聞き苦しいから、エボシとなる。「和訓栞」ヲボウシの転か。「名語記」烏の字はウと読むところから、ウボウシの転。黒くて烏に似ているから「和句解」。スエオホシ（居履）の義「言元梯」。

(5)　参考文献　宮本馨太郎　1977より引用

(6)　参考文献　関根正直　1968より引用

(7) 国学院大学名誉教授鈴木敬三氏の御教示による。

(8) 大庭康時　1989を参照

(9) 千葉地遺跡調査団　1982『千葉地遺跡』を参照

(10) 鎌倉市教育委員会　1988を参照

(11) 武士公家等を侮辱する行為として「本鳥切り」があり、髻を切られた人は人前にでることができなくなる。中世の男性の髻は神聖視されていたと考えられ、「吾妻鏡」には源頼朝が挙兵に失敗して敗走するときに持念仏の小金銅仏を髻に括つけている。懐に入れるのではなく髻にくくることに意味があったと考えられる。

(12) 中世後期から近世にかけて花園折、京極折、佐々木折、新田折などの流儀が派生する。

参考に「養老衣服令」をあげておく。

皇太子礼服　礼服冠。親王礼服　一品礼服冠。諸王礼服　一位礼服冠。　五位以上。毎二位及階一。各有二別制一。諸臣准レ比。朝服　一品以下五位以上並皂羅頭巾。衣色同二礼服一。牙笏。白袴。金銀装腰帯、白襪、烏皮履。六位深緑衣。七位浅緑衣。八位深縹衣。初位。浅縹衣。並皂縵頭巾。木笏。謂　職事　烏油腰帯　（以下略）

制服　無位。皆皂縵頭巾。黄袍。烏油腰帯。白襪。皮履。朝廷公事。即服之。尋常通得レ着二草鞋一。家人奴婢。橡墨衣。

武官礼服　衛府督佐。兵衛佐。不レ在二比限一。以下准レ比。並皂羅冠。皂緌。牙笏（以下略）

朝服　衛府督佐。並皂縵頭巾。位襖。金銀装腰帯。金銀装横刀。白襪。烏皮履。其志以上。並皂縵頭巾。皂緌。位襖。烏油腰帯。烏装横刀。（中略）兵衛。皂縵頭巾。皂緌。位襖。烏油腰帯。烏装横刀。（中略）主帥。皂縵頭巾。皂緌。位襖。烏油横刀。（中略）衛士。皂縵頭巾。桃染衫。白布帯。白脛巾。草鞋。帯二横刀。弓矢箭。若槍一。

『続紀』霊亀二年十月壬戌条

重禁二内外「記」諸司薄紗朝服、六位以下羅幞頭一、其武人者、朝服之袋、儲而勿レ着、及幞一頭後脚、莫レ過二三寸一、

『和名抄』冠帽類、冠（帽頭附）兼名苑注云冠官音黄帝造也弁色立成云幞頭
加宇布利幞音僕今案
漢語抄説同唐令等亦用之

「雍州府志」より

「之ヲ製スル家、室町三条ノ南ニ在リ。板面ニ十一ノ字ヲ書シテ門楯ニ掲テ、烏帽子屋ノ證ト為ス。買フ者之ヲ認ム。然レドモ今其ノ意ヲ解セズ。案ズルニ始メ烏帽子ヲ製スル家、十一屋ヲ以テ之ヲ呼ブカ。一説ニ、十ハ立烏帽子ノ形ヲ表シ、一ハ士烏帽子ノ状ヲ表スル者ナリト。是モ亦取ル可キ者カ。凡ソ烏帽子ヲ造ルヲ折ルト謂フハ、風折烏帽子ヨリ出ルノ詞ニシテ、屈

折ノ謂ナリ。風折烏帽子ハ中華ノ折角巾ニ倣フ者カ。烏帽子ハ元、烏帽ニシテ烏紗巾ノ類ナリ。後世之ニ漆ヌリ緒ヲ著テ之ヲ蒙ル。凡ソ烏帽子ノ前額左辺ニ凹処有ル者、源家之ヲ著ス。右辺ニ凹処有ル者、諸家共ニ之ヲ用ユ。左右ノ内一方ニ凹有ル者、是ヲ片額（ヒタヒ）ト謂フ。俗ニ誤テ左折・右折ト為ス。左右共ニ凹有ル者、是ヲ諸額（モロ）ト謂フ。又平礼并ニ土烏帽子之ヲ造ル」と記し、また補遺して次のように述べ、看板の十の字の意味について結論を下している。「烏帽子ハ洛下烏帽子屋ノ棚頭ニ簡有リ、十一ノ字ヲ書シテ烏帽子屋ノ徴（シルシ）ト為ス。立（タテ）烏帽子ノ如キハ其ノ製法、幅一寸許リノ強紙ヲ以テ縦横ニ之ヲ貼シ、紙ヲ以テ其ノ表ヲ張ル。其ノ始メ、縦横ノ紙、其ノ体十ノ字ノ如シ。此ノ如キハ則チ烏帽子堅固ニシテ久キニ耐フ。故ニ烏帽子ノ良キ者ヲ十文字ト謂フ。則チ土烏帽子ヲ表スル者ナリ。烏帽子屋多クハ洛ノ南ニ在リ」。

参考文献

奈良国立文化財研究所　1962　『平城宮報告Ⅱ』
奈良国立文化財研究所　1991　『長屋王邸宅と木簡』　吉川弘文館
『国史大辞典』第三巻、「冠の項」
関根真隆　1974　『奈良朝服飾の研究』吉川弘文館
関根正直　1968　『装束甲冑図解』　協同出版
小田雄三　1983　「烏帽子小考」　『近世風俗図譜』　第十二巻　小学館
宮本馨太郎　1977　『かぶりもの・きもの・はきもの』民族民芸双書　岩崎美術社
網野善彦・石井進他編　1988　『よみがえる中世１　東アジア国際都市博多』
田代隆他　1989　栃木県埋蔵文化財調査報告第104集　『自治医科大学周辺地区発掘調査概報』
大庭康時　1989　「都市計画道路博多駅築港線関係　博多」福岡教育委員会
網野善彦・石井進他編　1989　『よみがえる中世３　鎌倉』
千葉地遺跡調査団　1982『千葉地遺跡』
鎌倉市教育委員会　1988『今小路西遺跡（御成小学校内）発掘調査概報』
渋澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編　1984　『日本常民生活絵引』
鈴木棠三　1985　『日本職人辞典』東京堂出版
日本ナショナルトラスト　1985　『季刊自然と文化　夏季号』「特集　かぶる」
河鰭実英　1960　『有職故実』

※　末筆ながら、小田雄三氏の「烏帽子小考」は特に参考させていただいたところが多い。
記して感謝申し上げます。

図－1

図－2

図－3

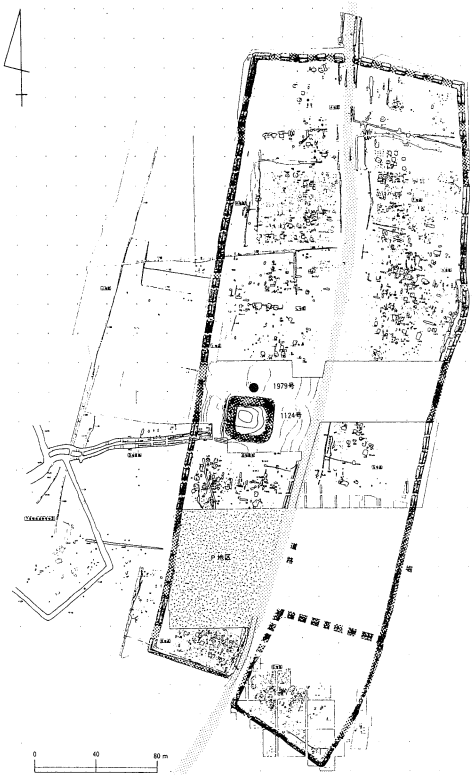

図－4

図－5

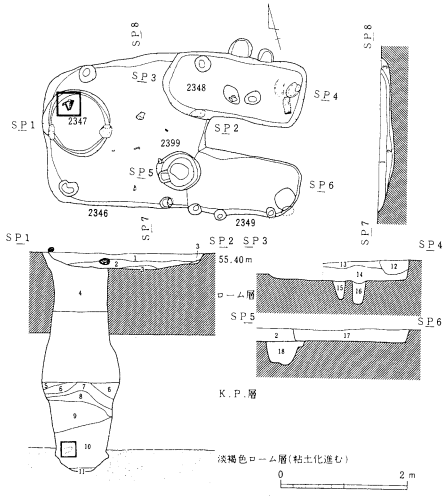

P地区2346・2347・2348・2349・2399号

図－6

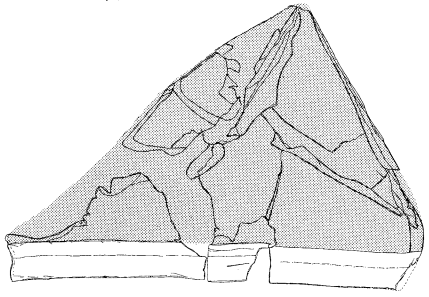

図－7

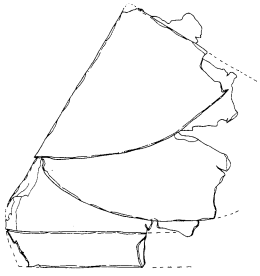

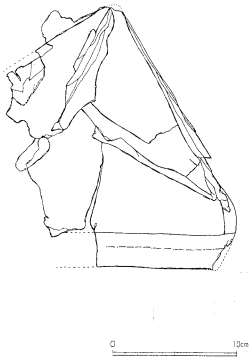

図－8

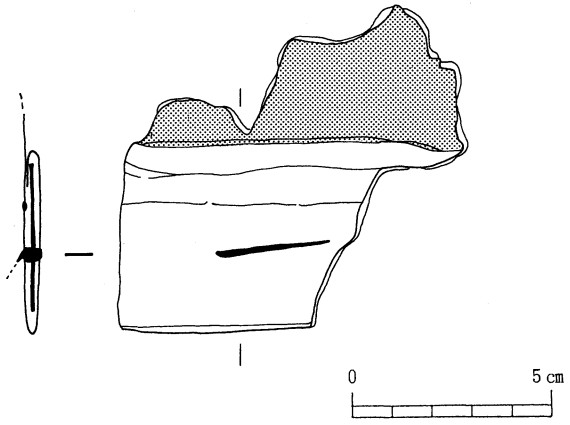

図－9

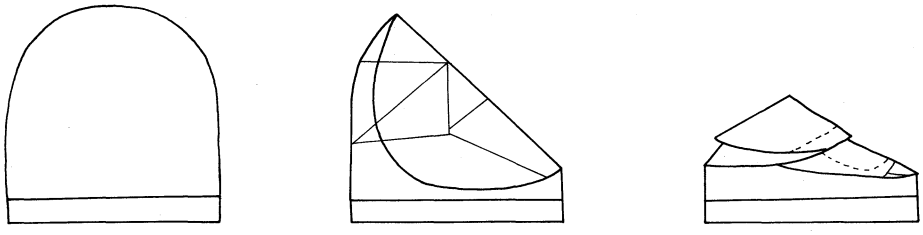

図－10

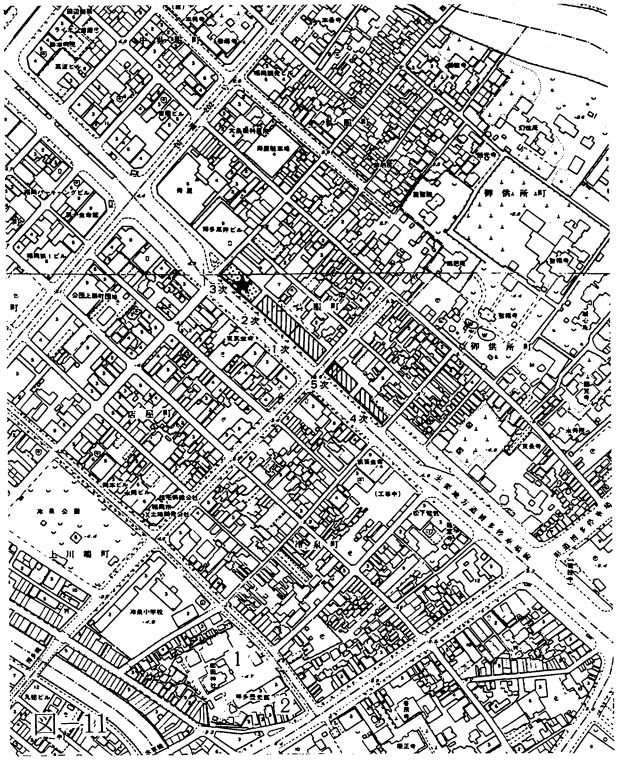

図－11

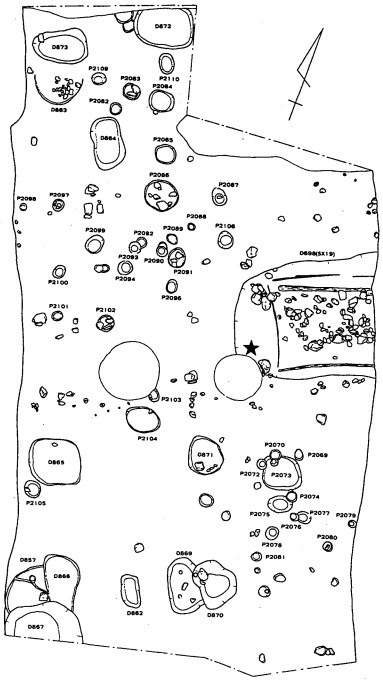

図－12

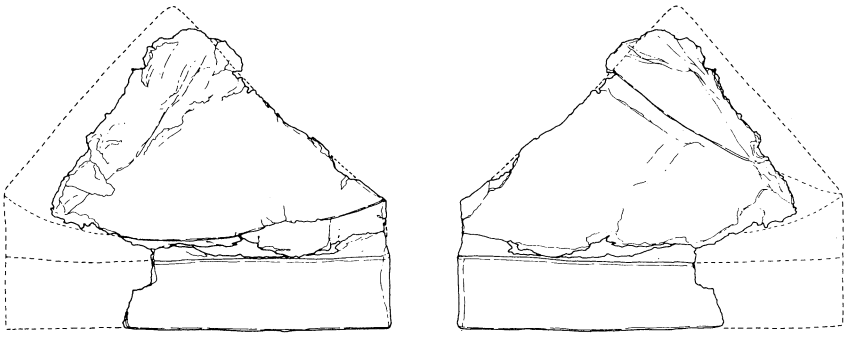

図－13

0　10cm

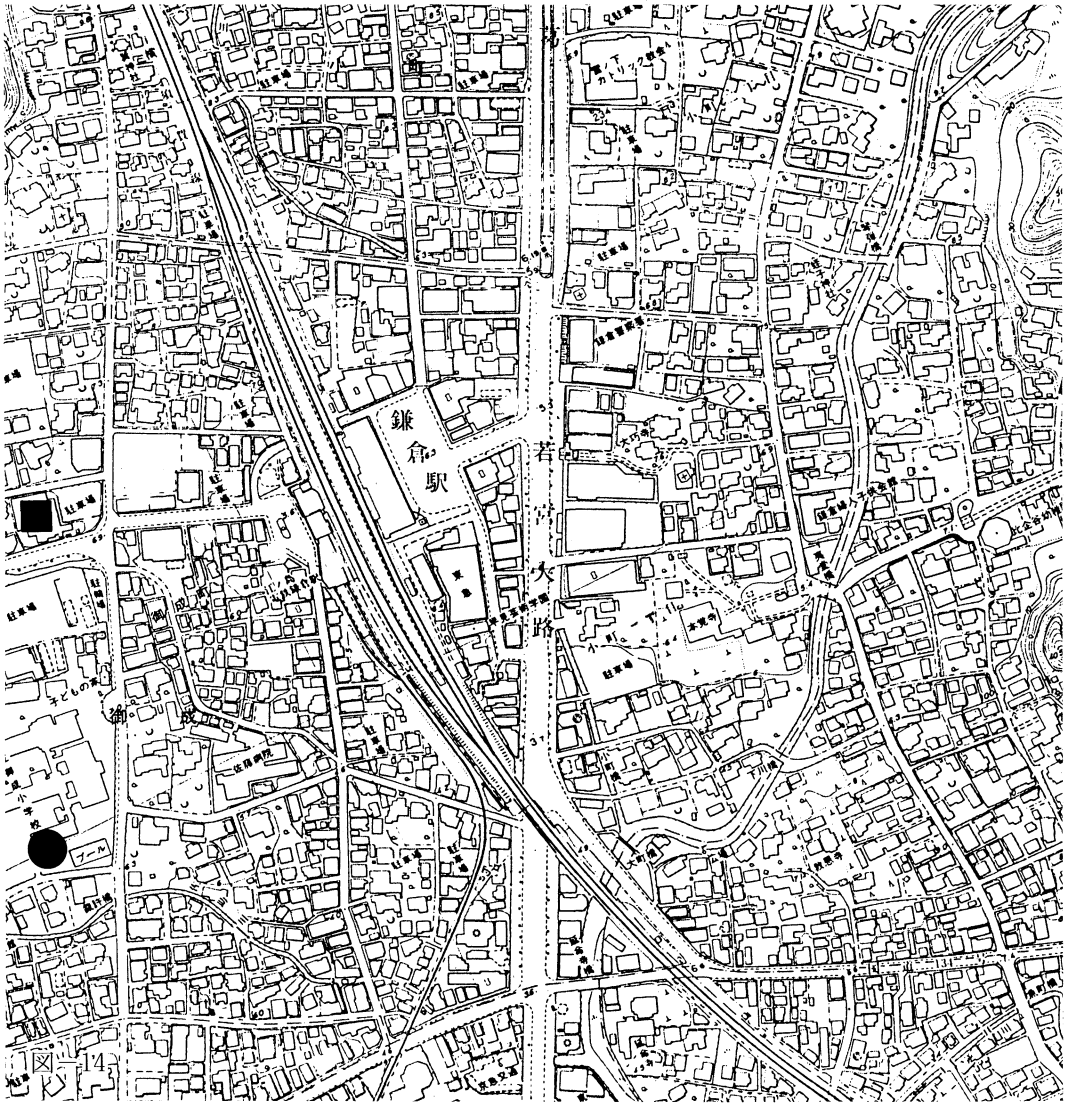

図－14

図－15

図－16

図－17

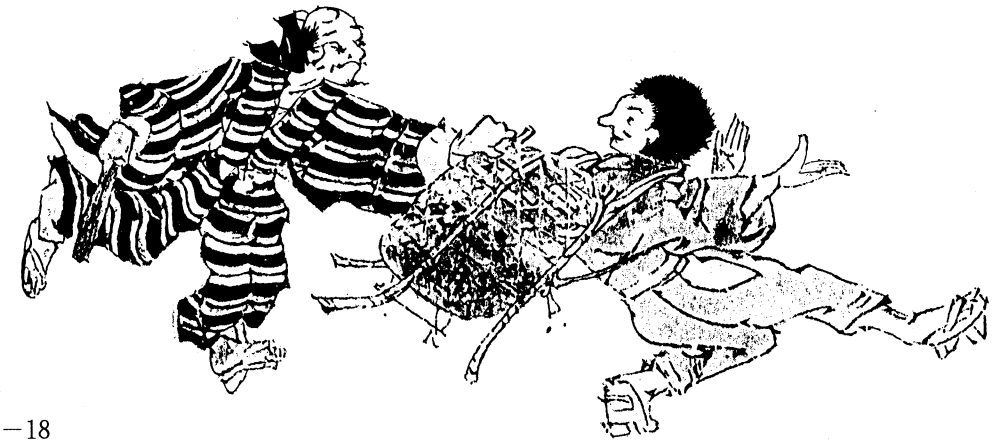

図－18

図－19

①

②

③

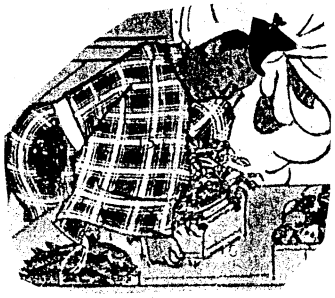

④

⑤

⑥

図－20

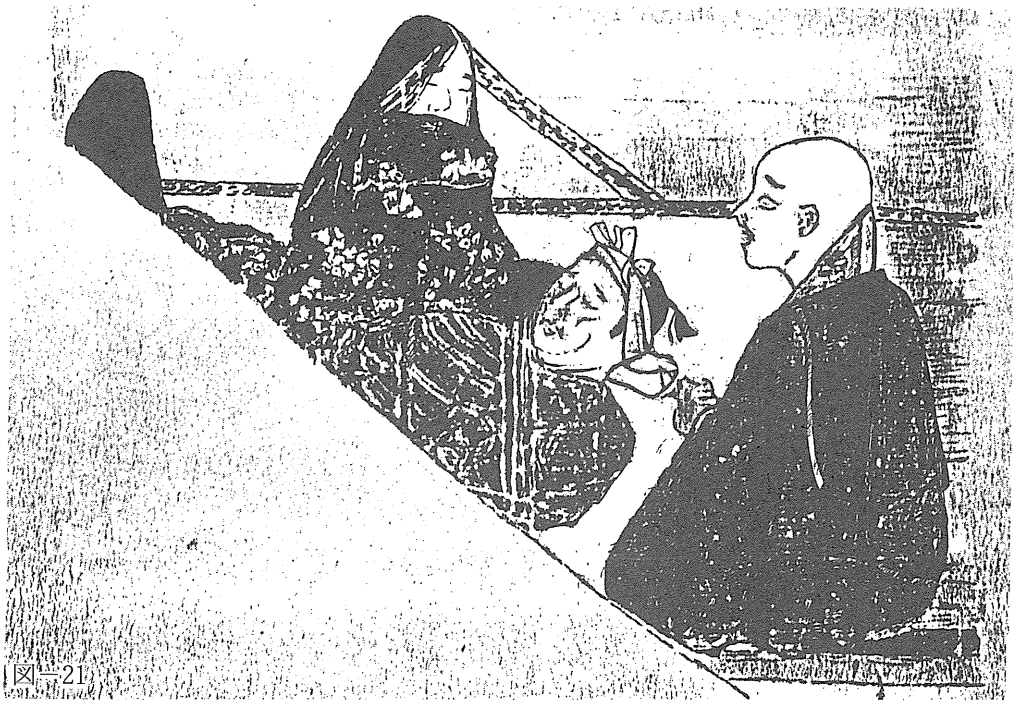

図－21

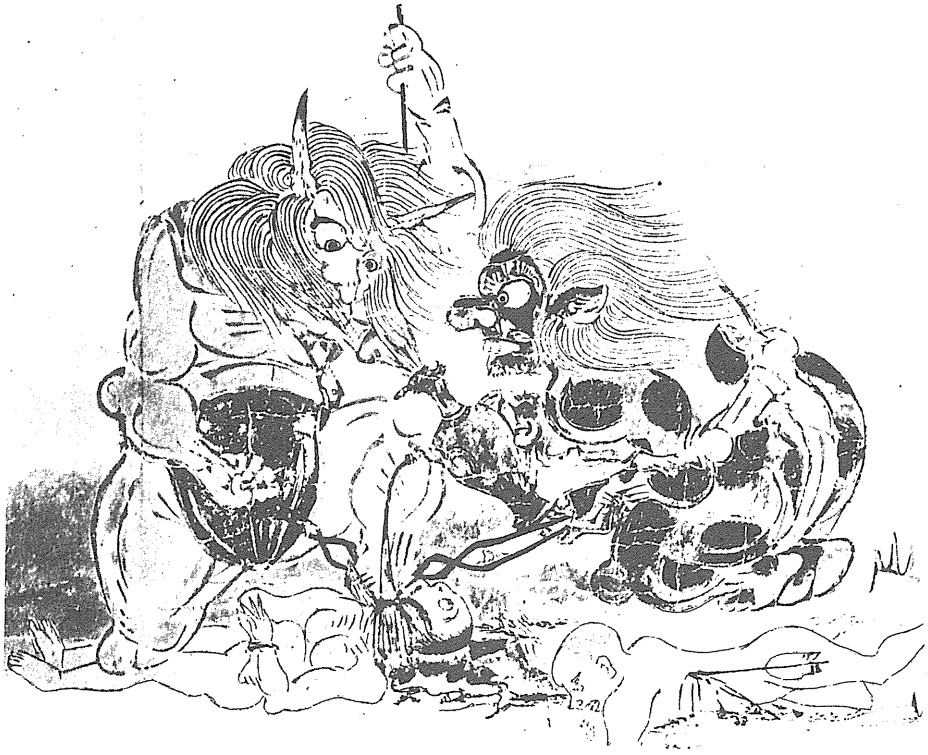

図－22

図－23

研究紀要　第１号

発　　行　平成４年３月31日

編集・発行　財団法人　栃木県文化振興事業団
埋蔵文化財センター

〒329-04
栃木県下都賀郡国分寺町大字国分乙 474
TEL 0285-44-8441
FAX 0285-44-8445

印　　刷　株式会社　松井ピ・テ・オ・印刷